

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後														
<p>(前 略)</p> <p>(技術室)</p> <p>第 1 6 条 <u>防災研究所及び複合原子力科学研究所に技術室を置く。</u></p> <p>2 前項の技術室に技術室長を置く。</p> <p>3 技術室長は、<u>上司の命を受け、事務を処理する。</u></p> <p>第 1 7 条 防災研究所技術室においては、研究用装置の設計及び試作並びに運転及び計測並びに災害観測及び観測データの処理・解析その他防災研究所における技術的管理に関する事務をつかさどる。</p> <p>第 1 8 条 複合原子力科学研究所技術室においては、原子炉及びその関連施設の設備並びに実験装置の運転・操作及び保守管理、放射線管理、廃棄物の管理その他複合原子力科学研究所における技術的管理に関する事務（同研究所事務部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(技術室)</p> <p>第 1 6 条 <u>別表 6 右欄に掲げる部局に、当該部局の教育研究に係る技術支援及び技術開発並びに実験実習等に関する業務を処理させるため、同表左欄に掲げる技術室を置く。</u></p> <p>2 前項の技術室に技術室長を置く。</p> <p>3 技術室長は、<u>別表 6 右欄に掲げる部局の長の監督の下に技術室の事務を掌理する。</u></p> <p>第 1 7 条 <u>削除</u></p> <p>第 1 8 条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">附 則（令和 6 年達示第 5 5 号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p> <p>別表 6（第 1 6 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">技術室</th> <th style="text-align: center;">部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学研究科技術室</td> <td>理学研究科</td> </tr> <tr> <td>工学研究科技術室</td> <td>工学研究科</td> </tr> <tr> <td>農学研究科技術室</td> <td>農学研究科</td> </tr> <tr> <td>防災研究所技術室</td> <td>防災研究所</td> </tr> <tr> <td>複合原子力科学研究所技術室</td> <td>複合原子力科学研究所</td> </tr> <tr> <td>フィールド科学教育研究センター技術室</td> <td>フィールド科学教育研究センター</td> </tr> </tbody> </table>	技術室	部局	理学研究科技術室	理学研究科	工学研究科技術室	工学研究科	農学研究科技術室	農学研究科	防災研究所技術室	防災研究所	複合原子力科学研究所技術室	複合原子力科学研究所	フィールド科学教育研究センター技術室	フィールド科学教育研究センター
技術室	部局														
理学研究科技術室	理学研究科														
工学研究科技術室	工学研究科														
農学研究科技術室	農学研究科														
防災研究所技術室	防災研究所														
複合原子力科学研究所技術室	複合原子力科学研究所														
フィールド科学教育研究センター技術室	フィールド科学教育研究センター														